

# 財団法人鹿児島市水族館公社寄附行為

平成 7 年 1 0 月 1 日  
鹿児島県教育委員会許可  
鹿教委指令第 6 0 号  
平成 9 年 4 月 1 1 日  
鹿児島県教育委員会認可  
鹿教委指令第 8 1 号  
平成 1 3 年 5 月 8 日  
鹿児島県教育委員会認可  
鹿教委指令第 2 9 号

## 第 1 章 総則

### (名称)

第 1 条 この法人は、財団法人鹿児島市水族館公社（以下「公社」という。）という。

### (事務所)

第 2 条 公社は、事務所を鹿児島市本港新町 3 番地 1 に置く。

### (目的)

第 3 条 公社は、広く水族に関する知識の普及及び啓発に努め、併せてかごしま水族館の管理運営の受託を行い、もって水族の保護及び水族に関する教育文化の振興に寄与することを目的とする。

### (事業)

第 4 条 公社は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 水族に関する知識の普及及び啓発を図るための事業
- 水族の保護及び保存に関する研究
- 水族の収集、飼育、調査研究及び展示
- 水族館及び水族に関する広報宣伝事業及びレクリエーション事業
- かごしま水族館の管理の受託
- 前各号の事業に関連する収益事業
- その他目的を達成するために必要な事業

## 第 2 章 資産、事業計画等

### (資産の構成)

第 5 条 公社の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 財産目録に記載された財産
- 資産から生ずる収入
- 寄附金品
- 事業に伴う収入
- その他の収入

### (資産の種別)

第 6 条 公社の資産は、基本財産及び運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 公社の設立の際基本財産として指定された財産

基本財産とすることを指定して寄附された財産

会社の設立後に理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、鹿児島県教育委員会の承認を得て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関等に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 会社の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 会社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第11条 会社の事業計画及び予算は、理事長が作成し、その事業年度開始前に理事会の承認を得なければならない。

2 理事長は、前項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(事業報告、決算及び財産目録)

第12条 会社の事業報告、決算及び財産目録は、理事長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後3箇月以内に理事会の承認を得なければならない。

(収支予算外の義務の負担等)

第13条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の同意を得、かつ、鹿児島県教育委員会の承認を得なければならない。借入金(その会計年度の収入をもって償還する借入金を除く。)についても同様とする。

### 第3章 役員及び職員

(役員の種類及び選任)

第14条 会社に、次の役員を置く。

理事長 1人

副理事長 1人

常務理事 1人

理事(理事長、副理事長及び常務理事を含む。) 10人以上15人以内

監事 2人

2 理事及び監事は、評議員会において選任する。

3 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

4 常務理事は、理事のうちから理事長が任命する。

5 理事の構成は、理事相互に親族その他特別の関係にある者の数が理事現在数の3分の

1 を超えてはならない。

6 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることができない。

( 役員の職務 )

第15条 理事長は、公社を代表し、業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、業務を処理するとともに、理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 常務理事は、理事長の命を受け、通常の事務を処理するとともに、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

( 役員の任期 )

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠として選任された役員の任期は前任者の残任期間とし、増員により選任された役員の任期は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

( 役員の解任 )

第17条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意により、その役員を解任することができる。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員にその旨をあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う理事会及び評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

( 役員に対する報酬 )

第18条 役員には報酬を与えることができる。

2 報酬を受ける役員、報酬の額等については、理事会の議決により別に定める。

( 事務局 )

第19条 公社の事務を処理するため、公社に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事長が理事会の議決を得て別に定める。

## 第4章 理事会

( 構成 )

第20条 理事会は、理事長、副理事長、常務理事その他の理事をもって構成する。

( 権能 )

第21条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

規則及び規程の制定及び改廃に関すること。

その他公社の運営に関する重要な事項

( 開催 )

第22条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

理事長が必要と認めるとき。

理事現在数の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して開催の請求があったとき。

(招集)

第23条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会を招集するには、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、開会の日の7日前までに通知しなければならない。

3 理事長が緊急の決定を要する事案について理事会を招集するいとまがないと認めるときは、第26条の規定による理事会の議決は理事の書面による賛否の結果をもってこれに代えることができる。

(議長)

第24条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第25条 理事会は、理事現在数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

理事会の日時及び場所

理事の現在数

理事会に出席した理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)

議決事項

議事の経過の概要及びその結果

議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその理事会において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第5章 評議員及び評議員会

(設置)

第29条 公社の運営に関する基本的事項について、理事長の諮問に応じるため評議員会を置く。

(構成及び選任)

第30条 評議員会は、評議員10人以上15人以内をもって構成する。

2 評議員は、理事会で選任し、理事長が委嘱する。

3 第14条第5項の規定は、評議員に準用する。この場合においては、「理事」とあるのは、「評議員」と、「理事現在数」とあるのは、「評議員現在数」と読み替えるものとする。

(任期及び解任)

第31条 評議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 第16条第1項ただし書及び第3項並びに第17条の規定は、評議員に準用する。この場合においては、「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第32条 評議員会は、理事長の諮問に応じ、事業の運営に関する事項を審議する。

2 理事長は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の事項を諮問しなければならない。

事業計画及び収支予算に関すること。

事業報告及び収支決算に関すること。

基本財産の処分及び長期借入金に関すること。

第1号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄に関すること。

その他理事会で必要と認めた事項

(招集)

第33条 評議員会は、理事長が招集する。

2 評議員会を招集するには、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、開会の日の7日前までに通知しなければならない。

3 理事長が緊急の決定を要する事案について評議員会を招集するいとまがないと認めるときは、第34条第2項において準用する第26条の規定による評議員会の議決は評議員の書面による賛否の結果をもってこれに代えることができる。

(会議の運営)

第34条 評議員会の議長は、評議員の互選による。

2 第25条から第28条までの規定は、評議員会に準用する。この場合においては、「理事会」とあるのは、「評議員会」と、「理事」とあるのは、「評議員」と、「理事現在数」とあるのは、「評議員現在数」と読み替えるものとする。

## 第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第35条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、鹿児島県教育委員会の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第36条 公社は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、鹿児島県教育委員会の承認があったときに解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、理事会及び評議員会の議決を経、かつ、鹿児島県教育委員会の承認を得て、公社と類似の目的をもつ他の団体に寄附する。

## 第7章 雑 則

### (委任)

第37条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

### 附 則

- 1 この寄附行為は、公社の設立許可があった日から施行する。
- 2 公社の設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成8年3月31日までとする。
- 3 公社の設立初年度の事業計画及び予算は、第11条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 公社の設立当初の役員は、第14条第2項及び第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、平成9年3月31日までとする。
- 5 公社の設立当初の評議員は、第30条第2項の規定にかかわらず、別紙評議員名簿のとおりとし、その任期は、第31条第1項の規定にかかわらず、平成8年3月31日までとする。

附 則(平成9年4月11日 鹿教委指令第81号)

この寄附行為は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

附 則(平成13年5月8日 鹿教委指令第29号)

この寄附行為は、鹿児島県教育委員会の認可のあった日から施行する。